

令和4年度 第2回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議

日時：令和4年9月21日（水）13：30～16：30

場所：Zoomによるオンライン開催

鳥取県医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザーと事務局11名が参加しました。

主な内容は以下の通りです。

1. 医療機関勤務環境評価センターが10月中旬から評価受審申込を受付

これに先立ち9月16日から同センターがホームページを開設しました。このホームページには評価受審の手続きの説明が載っているほか申し込みも行えます。

医師労働時間短縮計画は令和6年度以降の計画を策定し、受審することになります。

書面評価において、サーベイヤーによる書面評価の結果改善する必要があると判断された場合（労働関係法令及び医療法に規定された必須項目が未達成の場合や現時点における取組状況に改善の必要がある場合など）は、中間報告として一旦審査を保留し医療機関に対して一定期間（90日）のうちに改善に向けた取組みを実施するよう依頼します。評価センターは改善に向けた支援を行い、医療機関からの改善報告を受けて評価手続きを再開します。

評価は3年に1回受ける必要があります。

全体評価をする上で、重要なポイントとして、評価項目のうち現時点で達成していなくても具体的な実施時期を定め、取組みを進めている場合にはその内容を医師労働時間短縮計画に記載するように説明がありました。

また、審査料は33万円（税込み）となり、中間報告を受けた場合でも追加料金は発生しませんが、一旦、最終評価を受けた後に改めてセンター

の評価を受審する場合は別途受審料が必要です。

ホームページ

URL：<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/>

2. 医師の働き方改革の施行に向けた取組み

厚生労働省が医療機関を対象に行った「医師の働き方改革に関するアンケート調査」を基に都道府県及び勤改センターに対して以下の対応が求められました。また、都道府県へはA水準としている医療機関について地域医療提供体制という観点から、A水準で良いか検討するよう発言がありました。

視点1：1年間の時間外・休日労働が1,860時間超の医師がいる医療機関への対応

- 現時点で1,860時間超の医師がいる医療機関に対しては、必要な水準の指定申請を促すとともに、2024年4月までに必要な労働時間の短縮がなされるように個別に支援等を行う。
- 特に、様々な取組みを進めても2024年4月時点で1,860時間以下とすることが困難な医師がいる医療機関がある場合には、よりきめ細かく実態を把握し、重点的に個別の支援等を行う。

視点2：大学病院等から医師を受入れている医療機関への対応

- 大学病院等の他の医療機関から医師を受け入れている医療機関が「1. 宿日直許可取得の必要がないため、取得意向がない」と回答している場合には、その医療機関の状況等を個別に確認する。
- 宿日直許可申請に関して、引き続き、勤改セ

ンター等による支援（相談支援、同行支援、参考様式作成等）を行い、医療機関の取組みをフォローアップする。医療機関の申請予定時期等の情報については労働局とも共有する。

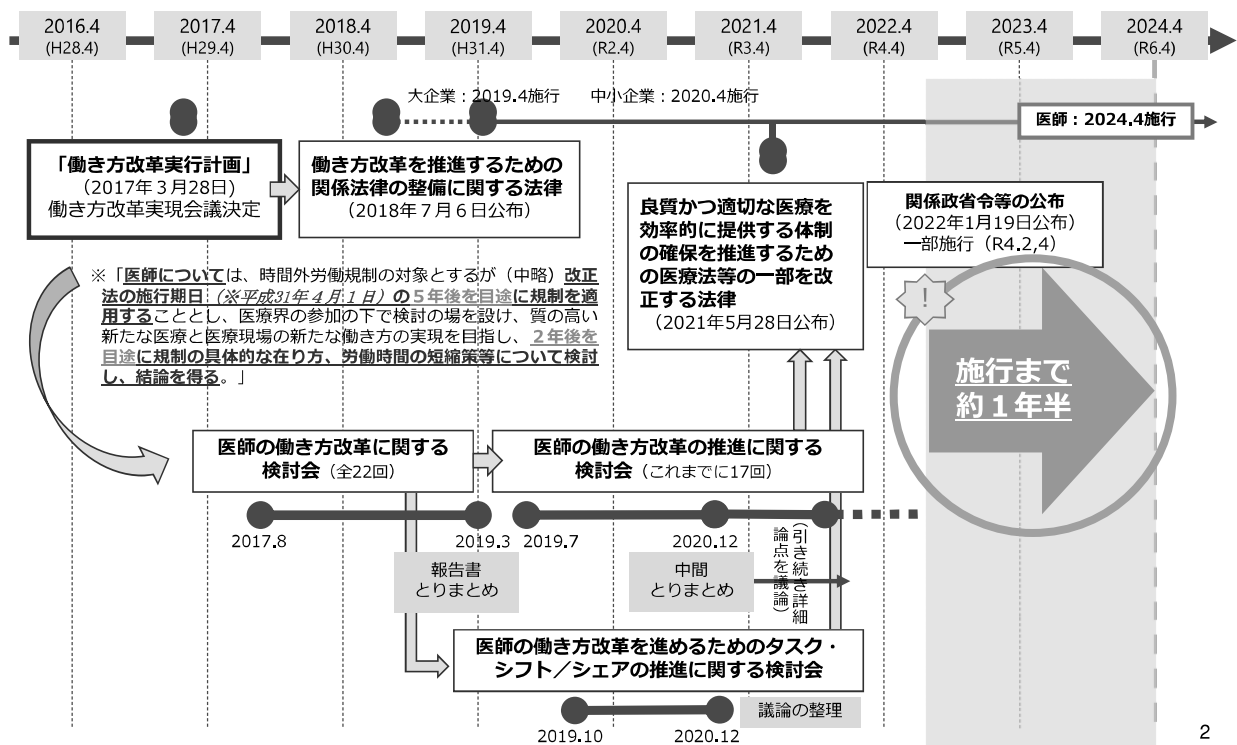
○特に小規模の医療機関など、申請書類の作成などの事務的な負担で準備が進まないケースがあるようであれば、基金による支援等を検討する。

○仮に、宿日直許可が取得できなかった場合に、地域医療提供体制の観点から、どのような対応をするかについて検討する。

視点3：各都道府県にある大学病院への対応

○各都道府県にある大学病院に対しても、必要な水準の指定申請を促すとともに、2024年4月までに必要な労働時間の短縮がなされるように個別に支援等を行う。

医師の働き方改革の議論の進捗



2